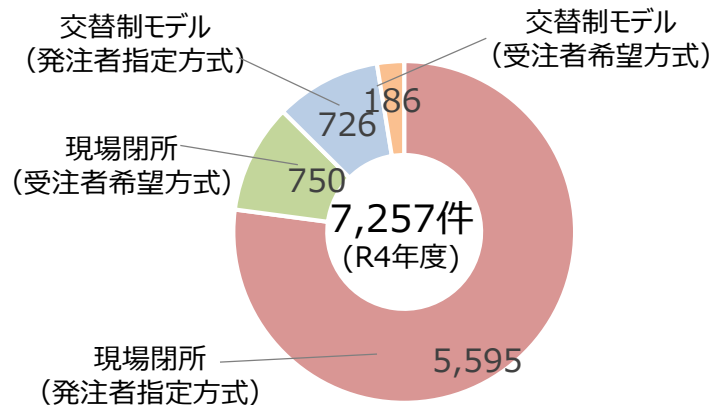
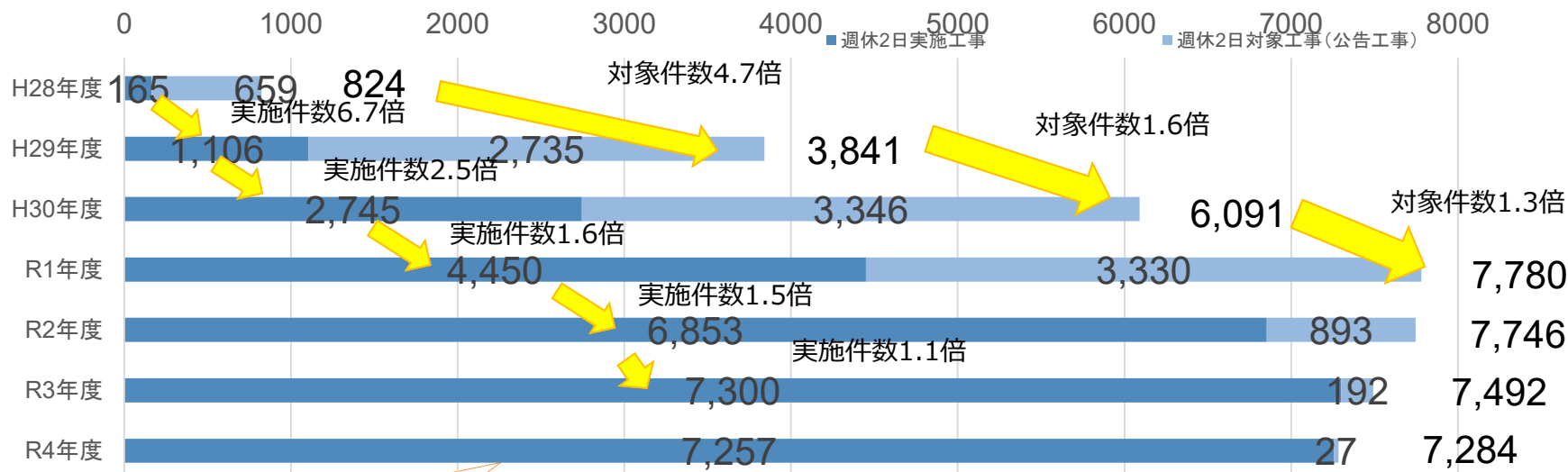


II. 時間外労働上限規制に向けた取組と残された課題について

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 公告件数 | 824 | 3,841 | 6,091 | 7,780 | 7,746 | 7,492 | 7,284 |
| (取組件数) | (165) | (1,106) | (2,745) | (4,450) | (6,853) | (7,300) | (7,257) |
| 実施率 | 20.0% | 28.7% | 45.0% | 57.1% | 88.5% | 97.4% | 99.6% |

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

工事関係書類の標準化について

工事関係書類の標準化は、土木工事における受発注者の業務効率化、書類簡素化の取組の一環として実施。国土交通省で使用する「工事関係書類の標準様式」は、国土交通省HPに掲載しており、地方公共団体等への標準化の促進は、地方整備局を通じて管内地方公共団体と取り組んでいる。(統一化出来るものから統一化)

技術調査

技術研究開発 > コスト構造改善 > 技術管理 > 入札・契約 > 公共事業の評価 > 環境 > 情報技術 > 積算基準・工事成績等

ホーム > 政策・仕事 > 技術調査 > 監督・検査・工事成績評定・土木工事共通仕様書関係

監督・検査・工事成績評定・土木工事共通仕様書関係

1. 監督・検査・工事成績評定

4) 既済部分検査技術基準

[H31.3.29]

 [既済部分検査技術基準\(案\)](#)

[R5.3.24] 既済部分検査基準(案)の一部改正について

 [通知文](#)

 [既済部分検査技術基準\(案\)](#)

5) 工事関係書類の標準様式

[R3.3.31] 「工事関係書類の標準様式」の改定について

 [通知文](#)

 [別添1](#)

 [別添2](#)

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

「工事関係書類の標準様式」の改定について

土木工事の工事書類における押印廃止のため、工事関係書類の標準様式を改定したので、下記に基づき運用されたい。

なお、「工事関係書類の標準様式」の改定について(平成30年10月31日付け、国技建官第16号)は廃止する。

記

1. 工事関係書類の標準様式

別添1「工事関係書類の標準様式一覧」に示す書類を対象に、別添2のとおり標準様式として定める。

2. 書類の取扱い

工事関係書類については、情報共有システム等を活用することにより、原則、電子データで取り扱うこととする。

| No. | 書類名称 | 備考 |
|-------|----------------------------------------------------------|----|
| 様式-1 | 現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書 | |
| 様式-2 | 請負代金内訳書 | |
| 様式-3 | 工程表、変更工程表 | |
| 様式-4 | 掛金収納書 (電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」) | |
| 様式-5 | 請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)、請求内訳書(部分払、国債部分払、指定部分払) | |
| 様式-6 | VE提案書(契約後VE時) | |
| 様式-7 | 品質証明員通知書 | |
| 様式-9 | 工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知) | |
| 様式-10 | 材料確認書 | |
| 様式-11 | 段階確認書 | |
| 様式-12 | 確認・立会依頼書 | |
| 様式-13 | 工事事故速報 | |
| 様式-14 | 工事履行報告書 | |
| 様式-15 | 認定請求書 | |
| 様式-16 | 指定部分完成通知書 | |
| 様式-17 | 指定部分引渡書 | |
| 様式-18 | 工事出来高内訳書 | |
| 様式-19 | 請負工事既済部分検査請求書 | |
| 様式-21 | 修補完了届 | |
| 様式-22 | 部分使用承諾書 | |
| 様式-23 | 工期延期届 | |
| 様式-24 | 支給品受領書 | |
| 様式-25 | 支給品精算書 | |
| 様式-26 | 建設機械使用実績報告書 | |
| 様式-27 | 建設機械借用・返納書 | |
| 様式-28 | 現場発生品調査書 | |
| 様式-29 | 完成通知書 | |
| 様式-30 | 引渡書 | |
| 様式-31 | 出来形管理図表 | |
| 様式-32 | 品質管理図表 | |
| 様式-33 | 品質証明書 | |
| 様式-34 | 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料) | |

国土交通省HPでの掲載

掲載URL

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

「工事関係書類の標準様式」の通知例

通知内の標準様式の一覧

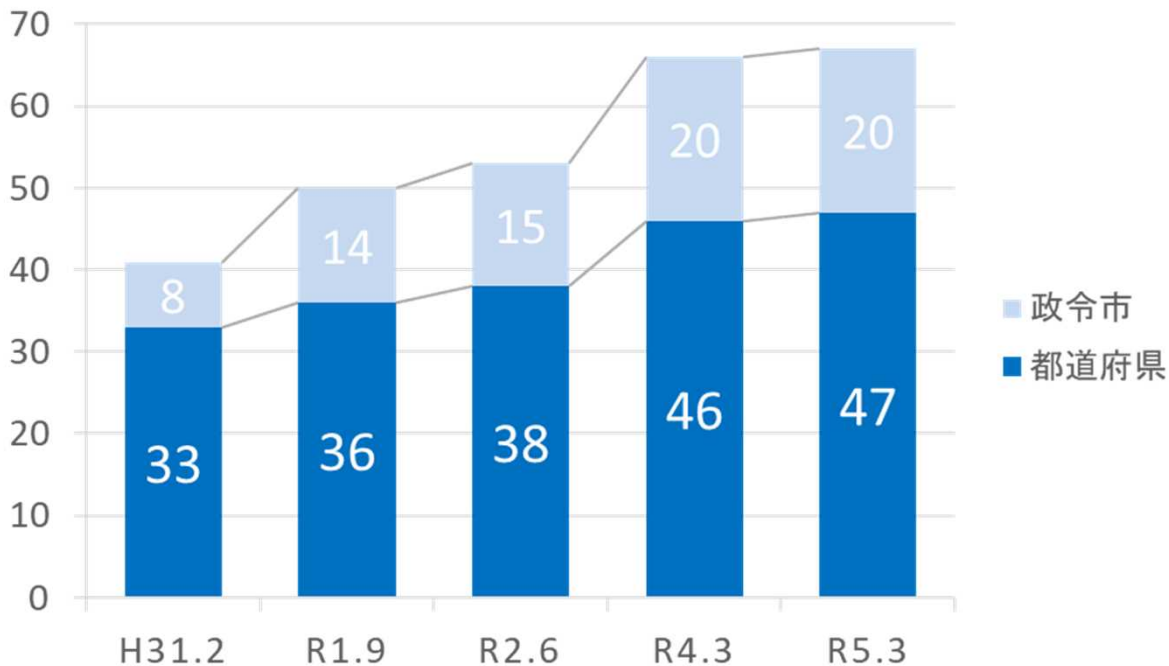
工事関係書類の標準化(都道府県・政令市の統一状況)

- ・ 各地方整備局及び地方公共団体との会議等において様式の統一化に向けた情報共有を行っている。
- ・ さらに、九州沖縄ブロックにおける工事関係書類の標準化に向けた取組について、好事例として横展開するなど関係書類の標準化を促していく。

【国交省標準様式の導入状況】

- ・ 国交省標準様式を一部でも使用中又は使用予定と答えた自治体は、増加傾向にある。
⇒ 書類標準化が進捗している。

国交省標準様式を一部でも使用中又は使用予定と回答した自治体数



■ 書類標準化の課題

- ・ 自治体の工事は、規模や内容が様々であることから、統一しにくい。
- ・ 標準化には、他部署との調整が必要
- ・ 地元業者による新たな書式への対応
など

工事関係書類の標準化(九州・沖縄ブロックの取組)

- 九州沖縄ブロックでは、国と地公体(県及び政令市)が参加する「九州沖縄ブロック土木部長等会議」において、工事書類の様式統一化に向けて共通目標を定めてメンバー相互が連携を図っている。
- 全国で唯一、九州沖縄ブロックのみの6自治体で統一化率100%を達成している。

令和5年3月24日
九州地方整備局 記者発表

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表: 沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

令和5年3月24日
九州地方整備局

**共通目標を設定
27様式を統一化へ移行し運用**

記者発表資料

建設業の更なる「働き方改革」を強力に推進するため、九州・沖縄ブロックの新たな取り組み目標を設定

～ 建設業の魅力発信など ～

地域の守り手でもある建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議(国、県及び政令市)では、令和元年度より、建設業の働き方改革推進に向けた共通の取組目標を定め取り組んでいるところであり、今回、令和5年度の取組目標として、以下のとおり新たに追加しました。

(新規)
ICT活用工事の対象工種の追加(小規模土工、法面工)
九州・沖縄ブロック統一現場閉鎖日を設定 など

これらの取り組みの充実により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の将来の担い手確保に向けた働き方改革を推進します。

本件に関する問合せ先

(合意事項全般、九州地方整備局に関する取組について)
九州地方整備局企画部 技術管理課 千年、後田
電話番号:092-476-3546(技術管理課直通)(内線:3311, 3312)

(沖縄総合事務局に関する取組について)
沖縄総合事務局開発建設部 技術管理課 町田、大城、米須
品質確保対策室 有銘
電話番号:098-866-0031(代表)(内線:3330,3283,3313,3122)

九州・沖縄ブロック土木部長等会議
合意事項

令和5年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について

| 様式番号 | 書類名称等 | 統一化の対象 |
|----------|---------------------------|--------|
| 様式-1 | 現場代理人等通知書 | ○ |
| 様式-1(2) | 様式書 | ○ |
| 様式-2 | 請書 | ○ |
| 様式-3 | 請書(部分払) | ○ |
| 様式-5(3) | 請求内訳書(国債部分払) | ○ |
| 様式-5(4) | 請求内訳書(指定部分払) | ○ |
| 様式-6(1) | V E提案書(契約後VE時) | ○ |
| 様式-6(2) | V E提案書(契約前VE時) | ○ |
| 様式-6(3) | V E提案書(契約後VE時) | ○ |
| 様式-6(4) | V E提案書(契約前VE時) | ○ |
| 様式-7 | 品質証明員通知書 | ○ |
| 様式-9 | 工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知) | ○ |
| 様式-10 | 材料確認書 | ○ |
| 様式-11 | 段階確認書 | ○ |
| 様式-12 | 確認・立会依頼書 | ○ |
| 様式-13 | 工事事故速報 | ○ |
| 様式-14 | 工事履行報告書 | ○ |
| 様式-15 | 認定請求書 | ○ |
| 様式-16 | 指定部分完成通知書 | ○ |
| 様式-17 | 指定部分引渡書 | ○ |
| 様式-18 | 工事出来高内訳書 | ○ |
| 様式-19 | 請負工事既済部分検査請求書 | ○ |
| 様式-21 | 修繕完了届 | ○ |
| 様式-22 | 部分使用承諾書 | ○ |
| 様式-23 | 工期延期届 | ○ |
| 様式-24 | 支給品受領書 | ○ |
| 様式-25 | 支給品精算書 | ○ |
| 様式-26 | 建設機械使用実績報告書 | ○ |
| 様式-27 | 建設機械借用・返納書 | ○ |
| 様式-28 | 現場発生品調査書 | ○ |
| 様式-29 | 完成通知書 | ○ |
| 様式-30 | 引渡書 | ○ |
| 様式-31 | 出来形管理図表 | ○ |
| 様式-31-2 | 出来形合否判定総括表 | ○ |
| 様式-32 | 品質管理図表 | ○ |
| 様式-33 | 品質証明書 | ○ |
| 様式-34(1) | 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料) | ○ |
| 様式-34(2) | 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料) | ○ |

地域の守り手でもある建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける令和5年度の共通目標を以下のとおり定め、当会議メンバー相互が連携し鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおけるR5共通目標》

- インフラDXの普及・拡大に向けて
 - ◇ 土木工事(※1)のうち、発注規模が一定規模以上の工事を「ICT活用工事」の対象(※2)とする。[対象工種: 土工、舗装(新設・修繕)、小規模土工、法面工]【新規】
 - ◇ 共通様式でICT活用証明書を発行する。
 - ◇ 簡易型ICT活用工事(土工)における工事成績加点を実施する。
 - ◇ インフラDX合同研修会(国、県、政令市)を開催する。
 - ◇ 土木工事(※1)における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。

**書類統一化に向けて
国と県・政令市が相互連携**

- 工事関係書類の様式の統一化に向けて
 - ◇ 土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、工事関係書類の様式の統一化を推進する。(※4)
 - [現在までに、27種類について統一様式へ移行し運用中]

- 建設業の魅力発信の取組拡大に向けて
 - ◇ 災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力発信の拡充を図る。

※1 : 原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。
 ※2 : 工事箇所が点在する等、ICTの活用が有効でない工事は対象外とする。
 ※3 : 供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間に完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とする。
 ※4 : 各機関固有の取り組みのための様式(例えば「県産品の使用状況」等)の使用は妨げないが、標準化に取り組むこととする。

不要・過度な書類の削減(土木工事関係書類の簡素化等への取組(関東地整))

工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組みとして、各地方整備局では、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定し運用、受発注者双方の働き方改革を推進している。

関東地方整備局では、「土木工事電子書類スリム化ガイド」を令和3年9月に改定し、工事書類のスリム化(簡素化)に取り組んできたところ。

今回、アンケート調査や受注者意見などを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現の適正化など、より分かりやすいものにバージョンアップした(Ver.2.0)を令和5年7月に改定。



「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました！
～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

関東地方整備局では、令和3年度に「土木工事電子書類スリム化ガイド」を改定し、工事書類を必要最小限にスリム化(簡素化)する取り組みを図ってきたところです。
今回、アンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップしました。

- 【主なバージョンアップの内容】
- ・施工体制台帳
発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
 - ・設計審査会
維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
 - ・臨場確認
確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
 - ・工事検査
10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
 - ・オンライン電子納品【新規】
原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載

※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
掲載場所: 関東地整HP > 技術情報 > 公共工事の品質確保 > 工事書類の簡素化

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ
<問い合わせ先>
関東地方整備局 企画部
電話: 048-601-3151 (代表) FAX: 048-600-1375
技術調査課 課長 佐藤 潤(さとう じゅん)(内線: 3251)
技術調査課 課長補佐 伊藤 仁(いとう ひとし)(内線: 3252)

記者発表資料

令和5年7月 関東地方整備局 発行

土木工事電子書類スリム化ガイド (ver.2.0)

令和5年7月
関東地方整備局

土木工事電子書類スリム化ガイド



関連新聞記事(R5.7.28) 5

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」のポイント

■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

- ・令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)(港湾空港関係、営繕関係を除く)
- ・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

■バージョンアップのポイント

- ✓アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。
- ✓発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

■主なバージョンアップ箇所

- ✓施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
- ✓設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
- ✓臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
- ✓工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
- ✓オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載

令和5年度 関東地方整備局における工事書類の電子化、スリム化

～インフラ分野のDXを推進し、受発注者双方の働き方改革を推進～

入札契約手続き

工事着手前

工事中

工事完成

土木工事電子書類スリム化ガイド(R5.7月)

✓工事書類を最小限に簡素化(スリム化)!

土木工事電子書類作成マニュアル(R5.7月)

→ 工事書類の電子化、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化

受注者と監督職員とのやりとり

(工事書類、打合簿)

情報共有システム(ASP)による電子化

(ペーパーレス)

監督

段階確認、材料確認、立会

遠隔臨場

✓Webによるリモート監督

設計審査会

プロジェクター、タブレット等を活用したペーパーレス開催、WEB開催

- ・発注者・・・副所長(委員長)、発注担当課長、主任監督職員等
- ・受注者・・・監理技術者、現場代理人等

工事着手前

- ✓工事工程のクリティカルパスの共有
- ✓協議資料等の受発注者間の役割分担を明確化

✓設計変更の妥当性、一時中止の判断を審査

設計変更の透明性、公平性、迅速化

電子契約システム
設計成果品のWeb閲覧
電子入札システム

オンライン電子納品
工事検査書類限定型工事

【目的】

資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図ること。

【対象工事】

各地整等における検査職員候補者向け研修修了及び検査の経験を有する、技術検査官（技術検査を行う者）が担当する工事。

※「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外

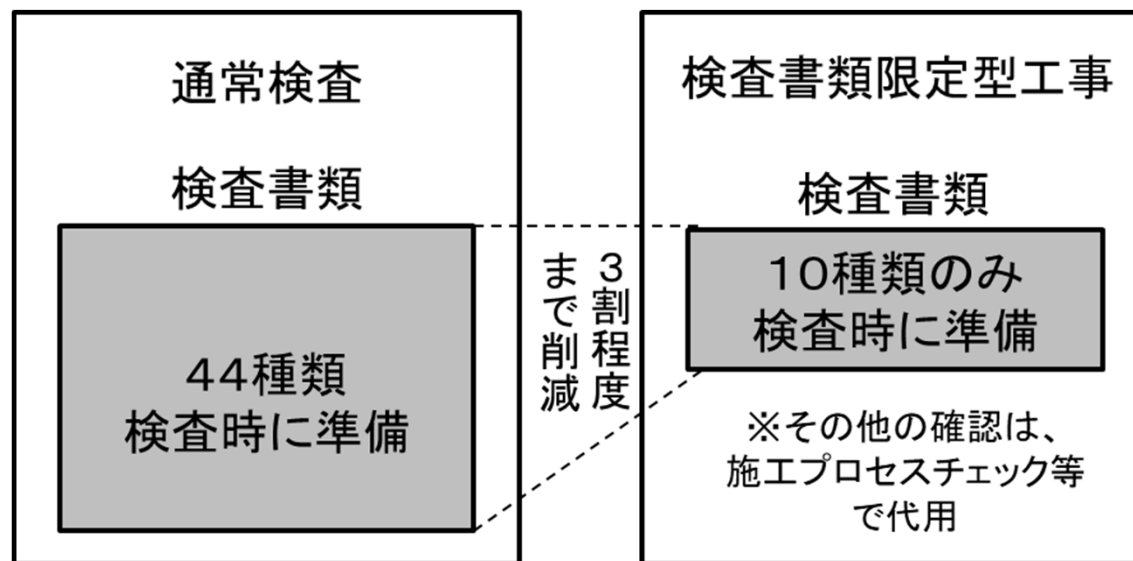
※施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

【内容】

技術検査官は、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

検査書類限定工事で確認する書類

- (a) 施工計画書
- (b) 施工体制台帳
- (c) 工事打合せ簿（協議）
- (d) 工事打合せ簿（提出）
- (e) 工事打合せ簿（承諾）
- (f) 出来形管理図表
- (g) 品質管理図表
- (h) 材料品質証明資料
- (i) 品質証明書
- (j) 工事写真



検査書類限定型工事のイメージ

一斉閉所の呼びかけ 建設業における週休2日への取り組み

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 建設コンサルタント業は、平成31年4月1日より適用開始
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)
 - ・ 特別条項でも上回る事の出来ない時間外労働時間を設定
 - ① 年720時間(月平均60時間)
 - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回る事の出来ない上限を設定
- ◆ 罰則: 6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

5年後(令和6年度)の週休2日へ向けた取り組み

北陸ブロック発注者協議会

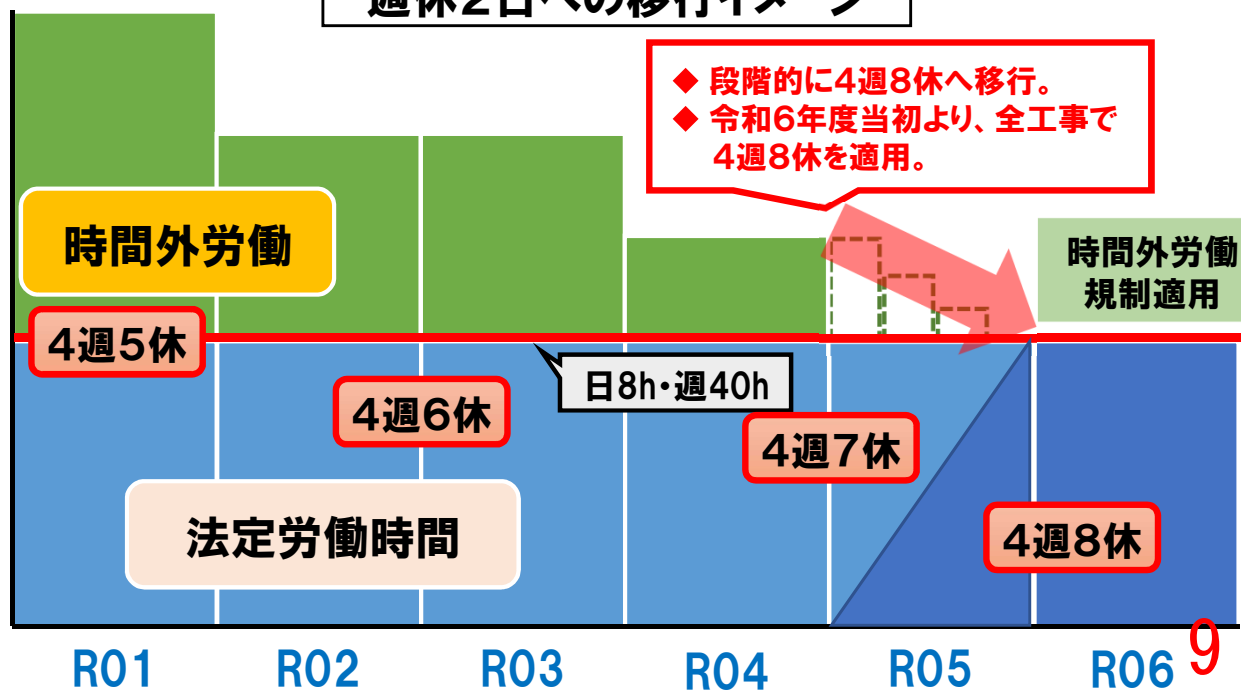
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

◇統一的な現場閉所

- 第1弾(R01.05:GW10連休)
- 第2弾(R01.09~11:4回の3連休)
- 第3・4弾(R02、R03年度:毎月2回の閉所)
- 第5弾(R04年度:毎月3回の閉所)
- 第6弾(R05年度:毎月4回の閉所)

週休2日への移行イメージ



一斉閉所の呼びかけ 令和5年度 統一的な現場閉所チラシ

既発注工事への周知を含め、令和5年度当初より各機関へ配布
令和5年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和5年度は、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日」に関わらず週休2日を月1回は、工事ごとに任意で選択。

| 2023年(令和5年) | | | | | | | 2024年(令和6年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----|----|----|----|----|---|-------------|----|----|----|----|----|---|-----|----|----|----|----|----|---|-----|----|----|----|----|----|---|
| 4月 | | | | | | | 5月 | | | | | | | 6月 | | | | | | | 7月 | | | | | | |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | | | | | ① | ① | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑥ | | | | | | | ① | | | | | | | ① |
| ② | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ⑧ | ⑦ | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | ⑬ | ④ | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | ⑩ | ② | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ⑧ |
| ⑨ | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | ⑮ | ⑭ | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | ⑳ | ⑪ | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | ⑰ | ③ | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | ⑮ |
| ⑯ | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | ⑳ | ㉑ | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | ㉒ | ⑱ | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | ㉒ | ④ | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | ㉒ |
| ㉓ | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | ㉔ | ㉕ | 29 | 30 | 31 | | | | ㉓ | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | ㉓ | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | ㉔ |
| 8月 | | | | | | | 9月 | | | | | | | 10月 | | | | | | | 11月 | | | | | | |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| ⑬ | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | ④ | ① | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⑦ | ① | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⑦ | | | | | | | ① |
| ⑤ | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | ⑪ | ③ | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | ⑨ | ⑧ | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | ⑭ | ⑤ | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | ⑪ |
| ⑬ | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | ⑱ | ⑩ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | ⑯ | ⑮ | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | ㉑ | ⑫ | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | ⑱ |
| ㉒ | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | ㉓ | ㉒ | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | ㉓ | ㉒ | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | ㉓ | ⑬ | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | ㉓ |
| ㉔ | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | ㉔ | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | ㉕ | ㉔ | 29 | 30 | 31 | | | | ㉔ | 27 | 28 | | | | |
| 12月 | | | | | | | 1月 | | | | | | | 2月 | | | | | | | 3月 | | | | | | |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | | | | 1 | ② | ① | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑥ | ① | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑥ | | | | | | | ① | |
| ③ | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | ⑨ | ⑦ | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | ⑬ | ④ | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | ⑩ | ③ | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | ⑨ |
| ⑩ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | ⑯ | ⑭ | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | ㉑ | ⑪ | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | ⑰ | ⑩ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | ⑱ |
| ⑰ | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | ㉓ | ㉒ | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | ㉓ | ⑱ | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | ㉒ | ⑬ | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | ㉓ |
| ㉔ | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | ㉕ | ㉔ | 29 | 30 | 31 | | | | ㉔ | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | ㉕ | ㉔ | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | ㉕ |

- ◆ 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- ◆ 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

| | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | |
|------------|--------------|------|---|---|---|----|----|----|--|
| 対象 | 一般的な工事 | 工事 | | | | | 閉所 | 閉所 | |
| | 技術者 | | | | | | 休 | 休 | |
| 交替制モデル工事 | トンネル工事等(交替制) | 工事 | | | | | 休 | 休 | |
| | | 技術者A | | | | | | | |
| | | 技術者B | | | | | 休 | 休 | |
| 維持工事等(交替制) | 工事 | | | | | | 休 | 休 | |
| | 技術者A | | | | | | | | |
| | 技術者B | 休 | | | | | | 休 | |
| 現場制約のある工事等 | 工事 | | | | | 閉所 | 閉所 | | |
| | 技術者 | | | | | 休 | 休 | | |

官民一体となり建設産業の「働き方改革」「週休2日」を推進しましょう

北陸建設業界の担い手確保に向け 民間工事の施主の皆さんへ 建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第6弾」)

※ 第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)に実施 ※ 第3、4弾:令和2年度、令和3年度(年間を通じて月2回)に実施
※ 第2弾:令和元年秋(9月・10月・11月 4回の「3連休」)に実施 ※ 第5弾:令和4年度(年間を通じて月3回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第6弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

- 令和5年度も、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日」に関わらず週休2日を月1回は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第1週)の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和5年6月 月4回の「統一的な現場閉所」

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|----|----|----|----|----|---|
| | | | | 1 | 2 | ③ |
| ④ | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | ⑩ |
| ⑪ | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | ⑰ |
| ⑱ | ⑲ | 20 | 21 | 22 | 23 | ㉒ |
| ㉔ | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施